

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p><u>いては、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p>⑩～㉓ (略)</p> <p>㉔ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第7の15の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第8の5の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> | <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 短期利用加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第7の2の短期利用加算については、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について算定を認めているが、算定日数については、1年間に通算して30日を限度として算定する。</p> <p><u>なお、平成30年3月31日までに指定短期入所等を利用していた利用者については、平成31年3月31日までの間は、1年間に通算して30日を超えての算定を可能とする。</u></p> <p>⑩～㉓ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>①～⑫ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> |

| 改正後  | 現行   |
|--|--|
| <p>(二) 報酬告示第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。</p> <p>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配</p> | <p>(二) 報酬告示第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。<u>なお、平成27年3月31日において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成31年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研</u></p> |

| 改正後  | 現行  |
|--|---|
| <p>置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。</p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設基準」第3号のハの(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10以上に該当する者をいうものである。</p> <p>(三)・(四) (略)</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</p> | <p><u>修了者を配置している場合にあつては、支援計画シート等を作成するよう努めること。</u></p> <p>なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、1日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。</p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。<u>なお、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成31年3月31日までの間は、基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</u></p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設基準」第3号のハの(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第4号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10以上に該当する者をいうものである。</p> <p>(三)・(四) (略)</p> <p>⑥～⑱ (略)</p> <p>(新設)</p> |

| 改正後   | 現 行  |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>報酬告示第9の16の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u><br/><u>報酬告示第10の11の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>①～⑲ (略)</p> <p>⑳ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u><br/><u>報酬告示第11の15の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉔の規定を準用する。</u></p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(一) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費(I)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。</p> <p>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に</p> | <p>3 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p> <p>①～⑲ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(一) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費(I)については、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。</p> <p>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に</p> |